

# 緊急通報装置のご案内

## 1. 事業概要

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に簡単な操作で連絡の可能な緊急通報装置を貸与し、急病時や事故発生時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

## 2. 緊急通報装置のしくみ

- ①利用者はペンダント等の緊急ボタンを押すと救急警備センターへ自動発信されます。
- ②救急警備センターから折返し、容態の確認の電話を入れ状況の確認をします。
- ③状況に応じあらかじめ登録した近隣協力員に連絡し、状況の確認を依頼します。
- ④緊急事態及び応答がない場合は、消防署の救急車の出動を要請いたします。
- ⑤救急警備センターからも利用者宅へ急行し状況を確認します。

※救急警備センターは状況確認、救急車の要請を行う機関で、病院への搬送は行いません。

※毎月一度、安否確認と機械の保守を兼ねて救急警備センターから安心コールを行います。



## 3. 対象者

低所得のおおむね65歳以上の単身者及び単身の重度身体障害者で緊急時の備えが必要な方。

※低所得の方→市民税非課税の方

- 費用 月額使用料等の費用は市が負担いたします。設置に伴う工事費用については、利用者宅の電話器の配線・回線によって必要となる場合があります。

○ 利用までの手続き

1. 利用手続きをとります。

長寿福祉課、支所、各地区の地域包括支援センターにある「在宅高齢者等支援事業申請書」を記入し、申請してください。

(申請書中の同意書欄に必ず署名、捺印をお願いします。)

2. 家庭訪問による面接調査を行います。

・ 面接の結果、対象基準に合わない場合には利用をお断りします。

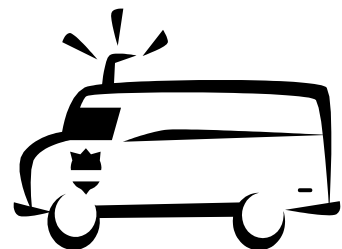
3. 利用の決定後、緊急通報受信室職員が装置を取付けにお宅へ訪問いたします。

○ 注意事項

1. 緊急時に対応可能な近隣協力員を3名指定してください。(民生委員を含む)
2. ペンダントによる送信範囲は設置場所の周辺部分(おおむね20～30メートル)のみとなります。これを超える部分については、送信不能となりますのでご注意ください。
3. 状況の変化(家族との同居等)により緊急通報装置が不要になった場合には、すみやかに長寿福祉課まで連絡してください。
4. 使用期間中の機器等の破損、紛失につきましては利用者の負担となります。
5. 機器の管理及び受信室は、下記の会社に委託しております。

《委託会社》 民間救急警備株式会社  
〒960-8003 福島市森合字台3番地の28  
TEL(024)525-0881

《お問合せ先》 福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
TEL(024)525-7657  
FAX(024)526-3678



(R2.6 作成)